

豊中マンション管理士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称は豊中マンション管理士会という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を 豊中市内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、マンションの維持管理に対する居住者の正しい理解と自発的取り組みを促し、マンション管理士等専門家の支援をもって、安全かつ快適で安心できる環境づくりを進め、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、マンション管理士等専門家の資質の向上と消費者への啓発及びその利益保護等を主たる活動内容とする。

(事業の種類)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マンションの維持管理に関する調査・研究
- (2) マンション管理に関する消費者への啓発活動（セミナー・相談会の開催、会報の発行等）
- (3) マンション管理に関する提案・提言等

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この会の会員は、豊中市及び近隣に居住するマンション管理士とする。

(入 会)

第7条 入会しようとするものは、入会申込書を代表者に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 代表者は、入会申し込みについては、理事会に諮り入会を認めるものとする。
- 3 入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(経費の負担、入会金及び会費)

第8条 会員は、会の通常の運営経費を全員で公平に負担するものとし、別に定める入会金及び会費を指定された方法で納入しなければならない。

- 2 経費に不足を生じた場合には、会員は、その都度必要な金額の負担をしなければならない。
- 3 会員は、納付した会費等について、その返還請求又は分割請求をすることができない。

(退 会)

第9条 会員は、退会届けを代表者に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を、1年を超えて滞納したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。ただし、その 会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 倫理規程に違反したとき。
- (3) この会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役 員

(役職及び定員)

第11条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 3名以上20名以内(代表者を含む)
- (3) 監事 2名以内

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長は理事の互選とする。

(職 務)

第12条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

2 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果を総会に報告すること。

3 監事は、理事会に出席して、会の業務執行の状況又は財産の状況について意見を述べることができる。

4 監事は、会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めた場合には、臨時総会を招集することができる。

(任 期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 理事のうちその定数の3分の1を越える者又は監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 健康上の理由で職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の善管注意義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧 問)

第16条 この会は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べるすることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総 会

(種 別)

第17条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(機能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって請求があったとき。
- (3) 監事が第12条第4項の規定により招集したとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から10日以内に、30日以内を会日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 前号の招集通知がなされない場合は、請求者が招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも10日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第4項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第25条 会員は、書面又は他の会員への委任による代理によって表決することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(総会の議決)

第26条 総会の議決については、第10条、第12条第4項及び第15条等の場合で、特別の利害関係を有する会員は、その議決に加わることができない。

2 議決権数は会員1人に付き1個とする。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構 成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 会員の入退会に係る事項
- (5) 会員の解任に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表者が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。尚、請求日より30日を超えても開催が行われない時は、請求者の連名にて理事会を開催することができる。

(招集)

第31条 理事会は代表者が招集する。

- 2 代表者は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長が務める。尚、代表者が第15条各号に該当する場合は他の理事を議長に互選する。

- 2 第30条に係る場合は請求者の中から議長を互選する。

(議決等)

第33条 理事会は理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

第6章 会計

(経費の支弁)

第34条 この会の経費は、会費、入会金その他会員の負担により支弁する。

(予 算)

第35条 この会の予算は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第36条 会長は、毎事業年度終了後2か月以内に、監事の監査を経て総会で事業報告と決算報告を行い、承認を得なければならない。

(事業年度)

第37条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款の変更は、総会において会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解 散)

第39条 この会は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 合併

2 前項の場合は、会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

第10章 雑 則

(委 任)

第40条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事会が細則等を別に定める。

付 則

1. この定款は、この会の成立の日(2005.03.01)から施行する。
2. この会の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

入会金 10,000円 年会費 12,000円